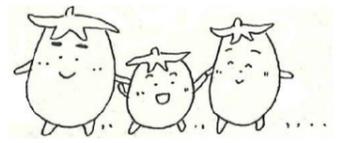




# 令和5年度安芸市の子育て支援



安芸市は子育て支援、少子化対策を積極的に推進しています。各ライフステージの子育て支援策をまとめましたので、お子様の成長のためにぜひご活用ください。

令和5年4月1日現在

ライフステージ	支援策	内容	開催場所・連絡先
出会い	出逢いコンシェルジュ事業	出会いイベントの開催・結婚相談等による伴走型支援の実施	企画調整課 TEL35-1012
結婚	結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯に新生活を始めるための住居費や引越し費用を補助（最大45万円補助）	
妊娠出産期	母子健康手帳交付 妊産婦保健指導 助産師等訪問（産前・産後ケア事業）	母子健康手帳交付時に個別面談を行い交付 母子保健コーディネーターによる相談対応 産前8週以降、産後2週間頃に助産師等が訪問（出産前後の相談等）	元気館 子育て世代包括支援センター「★きらり★」（元気館内） ※「★きらり★」は妊娠期から出産・子育て期に至るまで、誰でも気軽に相談できる窓口です。
	乳児全戸訪問事業（新生児訪問含）	全ての4か月までの乳児（新生児含）の家庭へ保健師が訪問	
	養育支援訪問事業	妊娠期から出産後育児に不安や負担がある家庭を訪問・援助	
	産後ケア事業	出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを助産師が訪問。乳房ケアや授乳方法、沐浴の仕方など、お母さんの心身のケアと育児の支援を実施。 （お一人につき原則2回まで、1回500円）	
	家事育児支援ヘルパー派遣事業	妊婦又は乳幼児を抱え、妊娠や子育てに不安を持ち、育児や家事において支援を必要としている家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児等の援助を行う。 （利用開始までに申請が必要、利用料：1時間300円（課税世帯））	
乳幼児期	乳児健康診査	発達段階に応じた健康診査、栄養相談、歯科相談、育児相談 （3～4か月児・9～10か月児対象）	元気館
	あかちゃん・もぐもぐ教室（離乳食講習会）	離乳食づくりから試食まで、親子で楽しく体験できる集いの教室（年6回）	
	1歳6か月児・3歳児健康診査	発達段階に応じた健康診査、歯科健診、フッ素塗布、歯科相談、栄養相談、育児相談、保健指導等	
	すくすく広場	乳幼児の計測、栄養母乳相談、親同士の交流、妊婦の交流（年6回）	
	歯ッピー・キッズランド	歯科相談、歯磨き指導、むし歯予防意識を高める（年6回）	
	赤野子育て広場（地域の子育て広場）	地域ボランティアが主体となり赤野公民館で月1回の子育て交流広場を実施。 （その他、地域での開催を希望する場合はご相談ください。）	
	のびのび（親子療育教室）	遊びを通して子どもの発達を促し、保護者に子どもへの対応の仕方等を支援	
	個別療育教室	保育士等の対応を支援し、保育所等で遊びを通して、子どもの発達を促す。	
	ブックスタート	絵本を媒体とした親子のコミュニケーションを図るため、9～10か月健診時に絵本の入ったブックスタートパックをプレゼント	元気館 生涯学習課
あきっ子広場	子育てボランティアと親子の世代間交流の広場。一時預かりも実施。	児童通所支援センターまなふる TEL37-9888	
子育て期	認可・認可外保育料	第2子以降の保育料無料・補助（所得要件なし、利用開始までに申請が必要）	福祉事務所（こども係）
	保育所等副食費	3～5歳児の副食費（おかず代等）を無償化（0～2歳児は副食費なし）	
	特別利用保育	教育(1号)認定の子どもの受け皿として、公立7保育所において受入れを行っています。	
	延長保育事業	0歳児から7:30～19:30まで保育実施。利用料：18:30以降1日150円ほか	矢ノ丸保育園 TEL35-3600
	保育所要支援児への対応	障がいのある児童への加配保育士の配置	全保育所対象
	一時保育	出産、急病、看護、冠婚葬祭、一時的な仕事や保護者のリフレッシュなどの場合に児童の保育を実施（対象：満1歳～就学前） 利用料：全日2,000円・半日1,000円	安芸おひさま保育所 TEL37-9310
	病児・病後児保育	病中・病後で保育、学校に通所・通学できない児童（おおむね小学校3年生まで）を病院内保育室で保育 利用料：1日1,000円、半日500円	ハイビーキッズ(尾木医院内) TEL34-3155
	地域子育て支援センター	子育ての悩み相談、巡回相談、体験入園、なかよし広場（催し物）、園庭開放、給食試食会、子育て講座	地域子育て支援センター
	あきの子育て通信	子育て支援情報誌発行・配布（子育て応援連絡会発行・広報折込にて全戸配布）	元気館・こども係
	子育て短期支援事業	疾病、疲労他、精神上等の理由で、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護を実施。 利用料：世帯の課税状況による	福祉事務所（こども係）
	保健師訪問事業	家庭や保育所・幼稚園・学校などへ必要に応じて訪問し相談を受けたり、乳幼児や児童の育ちと学びを促す支援を実施	元気館
	すこやか相談事業	子どもの発達や家族の健康・栄養等子どもに関する相談。（電話・来所相談）各種相談事業	
	家庭児童相談室	家庭や子育ての悩みや心配事の相談	TEL35-2920
	安芸市民図書館	お話し会「童っ子」毎月第1土曜日	TEL35-5638
ファミリー・サポート・センターみるきい	子育ての助け合いを行う有償ボランティア組織。子育てを手伝ってほしいおねがい会員と手伝いができるまかせて会員が登録し、必要時に利用	児童通所支援センターまなふる TEL37-9888	

うら面もみてください

ライフステージ	支援策	内 容	開催場所・連絡先
学童期	児童センター	乳幼児（保護者同伴）や放課後児童の受入（安芸市全域の児童）	TEL34-3206 場所：千歳町 1-33
	学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない保育に欠ける児童の受入 （対象：小学 1～6 年生） 保険料：年間 800 円、毎月おやつ代等要	学童保育所（安芸・土居・土居第 2・井ノ口） 問：生涯学習課
		保護者が就労等により昼間家庭にいない保育に欠ける児童の受入（対象：小学 1～6 年生） 料金、時間等は川北学童保育所へお問い合わせください	川北学童保育所 TEL34-1001
	障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等に在学中の障がい児の長期休暇の活動支援	福祉事務所（障害ふくし係）
	放課後子ども教室 （あきっ子クラブ）	週 1～2 回、小学校もしくは公民館で、地域の協力による体験をしながらの学習	少年育成センター
	親子いのちの教室	市立小中学校の保健の授業等に助産師と市内在住の妊婦の方を講師としてお招きし、助産師の専門的な講義や妊婦の方の体験談を通じて、児童・生徒たちが生命の誕生や命の大切さについて学ぶ	各市立小中学校 問：学校教育課
	歯科保健学習	放課後子ども教室等で児童対象の歯磨き教室を開催	元気館
思春期	ふれあい体験学習	高校生が乳幼児・親・地域のボランティアとの交流を通じて、育児について学ぶ	元気館 地域子育て支援センター
	思春期保健相談	保健師等による保健相談	元気館・安芸福祉保健所
手当・助成制度	妊婦・乳児一般健康診査費助成 産婦健康診査費助成	14 回分の妊婦健康診査費用、2 回分の乳児健康診査費用、2 回分の産婦健康診査費用の助成(里帰り出産含)	元気館
	妊婦歯科健診	1 回分の妊婦歯科健康診査費用の助成	
	児童手当	0～3 歳未満 15,000 円/3 歳～小学校修了前（第 1, 2 子）10,000 円 （第 3 子）15,000 円/中学生 10,000 円（所得制限あり） 支給月：2 月・6 月・10 月	
	子ども医療費助成制度	中学生までの医療費自己負担分を全額助成（保険診療分に限る）	
	未熟児養育医療	NICU など養育のために入院を必要とする未熟児の医療費自己負担分を助成(保険診療分に限る)	
	児童扶養手当	母子・父子家庭などで保護者の所得に応じて支給（所得制限あり） 月額 10,410 円～44,140 円（第 2 子以降は加算あり） 支給月：5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月	福祉事務所（こども係）
	ひとり親家庭医療費助成制度	母子・父子家庭などで所得税非課税世帯の親子の医療費自己負担分を助成（保険診療分に限る）	
	ひとり親家庭高校生等奨学給付金	母子・父子家庭などの児童が高等学校等に進学した際の経済的負担を軽減するため、県の奨学給付金の対象とならない一定の所得以下の世帯に対し、奨学給付金を支給（受付：11 月）	
	ひとり親家庭自立支援事業費補助金	自立支援教育訓練給付金と、高等職業訓練促進給付金を対象者に助成。 事前相談が必要なため、詳しくはこども係までご相談ください。	
	ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、講座の受講費用の軽減を図るなど、ひとり親家庭の親の学びなおし及びひとり親家庭の児童の学びを支援	
	特別児童扶養手当	障がいのある在宅の 20 歳未満の児童を扶養している保護者に支給 月額：等級 1 級 53,700 円・2 級 35,760 円支給（所得制限あり） 支給月：4 月・8 月・11 月	
	障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする、障がいのある在宅の 20 歳未満の児童に月額 15,220 円支給（所得制限あり） 支給月：2 月・5 月・8 月・11 月	
	心身障害児福祉年金	障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している保護者に支給 月額 2,000 円支給 支給月：3 月・9 月	福祉事務所 （障害ふくし係）
	重度心身障害児・者医療費助成制度	重度障がいのある人の医療費自己負担分を助成（保険診療分に限る）	
	自立支援医療(育成医療)	障がいの軽減や、将来障がいを残すおそれのある疾患の治療のための児童の医療費自己負担分を助成（一部自己負担あり・事前申請）	
	就学援助制度	経済的な理由から、就学が困難な小中学生に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費等の費用を援助	
特別支援教育就学奨励費	安芸市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品費等の費用の一部を援助	学校教育課	

◎安芸市役所内（矢ノ丸 1-4-40）代表 TEL 34-1111

○福祉事務所 こども係（TEL 37-9452） ・ 障害ふくし係（TEL 37-9451） FAX 35-1028

○生涯学習課・少年育成センター TEL 35-1020 FAX 35-1051

○学校教育課 TEL 35-1021 FAX 35-1051

◎安芸市健康ふれあいセンター「元気館」（寿町 1-7） TEL 32-0300 FAX 32-0301

◎安芸市子育て世代包括支援センター「★きらり★」（元気館内） TEL 080-6285-5645

◎安芸市地域子育て支援センター（西浜 570 番地 安芸おひさま保育所併設） TEL 37-9310 FAX 37-9310

問  
い  
合  
わ  
せ  
先